

『埼玉いちごクーポンブック（仮称）』制作及び販売業務委託 仕様書

1. 委託業務名

『埼玉いちごクーポンブック（仮称）』制作及び販売業務委託

2. 委託期間

契約日から令和3年6月30日（火）まで

3. 目的

県内でも人気の果物である「いちご（加工品を含む）」を扱った観光農園、農産物直売所、カフェ等の紹介を行うとともに、各店舗で割引等を受けることができる『埼玉いちごクーポンブック（仮称）』（以下、「クーポンブック」という。）を制作・販売することにより、県内のいちごの消費拡大と県内観光地等を周遊するきっかけづくりを行う。

4. 委託業務の内容

（1）クーポンブックの取材・デザイン・編集・校正・印刷

（掲載施設への依頼及び掲載原稿確認等の連絡調整を含む。）

ア サイズ：委託者と協議したサイズ

イ ページ数：委託者と協議したページ数

ウ 色数：4色

エ 校正：文字校正2回、色校正1回（色校正はデータによる確認）とする

オ 制作部数：10,500部以上（うち、500部は委託者に納品すること）

カ 読者ターゲット：埼玉県民及び関東地域の都県民

キ 発行日：令和2年10月中旬

ク 使用期間：令和2年12月から令和3年5月を予定

ケ 掲載内容：

① 施設掲載ページ

・埼玉県産のいちご（加工品含む）を扱った観光農園、農産物直売所、カフェ、レストラン等に関する記事を掲載する。

・県内を3つ以上のエリアに分け、計60～70施設程度（最大で150施設程度）。

・掲載施設候補リストは委託者が提供し、選定は委託者と受託者が協議して決定すること。

・写真を各店舗1点以上使用する。

② 埼玉県のいちごに関する紹介ページ

・4ページ以上とし、内容は委託者と協議した上で、受託者が記事を作成するこ

と。

③ 広告ページ

・純広告ページは5ページ分とし、広告営業は委託者が行うこととする。

コ 台割：委託者と協議した台割

(2) クーポンブックの販売

ア 販売価格：委託者と協議した販売価格

※参考 単価600円（税別）を想定

イ 販売方法：書店での販売等、委託者と協議して決定した販売方法

ウ 販売収益：クーポンブックの販売に係る委託者と受託者の利益割合は両者の協議の上決定する

(3) 効果検証報告

事業の効果検証（売上額、情報露出による県内いちごの認知度向上及び経済波及効果等）を取りまとめた報告書を作成する。

また、各販売先での売上状況を定期的に1度集計し報告すること。

ア 提出物：事業実施報告書 部数 5部

上記報告書を記録した電子データ

※報告書の内容については、事前に委託者の承認を受けること

イ 提出期限：令和3年6月30日（火）

ウ 提出先：一般社団法人埼玉県物産観光協会 DMO 推進課

5. 納品物

(1) 『埼玉いちごクーポンブック（仮称）』500部

ア 納期：令和2年10月1日（木）

イ 配送先：一般社団法人埼玉県物産観光協会

ウ 部数：500部

(2) クーポンブックに使用した画像、イラストデータ

(3) その他、当該事業で制作した啓発物等

6. 掲載写真及びイラスト、文書の著作権

(1) 写真は、書籍等に適するクオリティーとすること。

(2) 使用する写真及びイラスト、原稿は、委託者に帰属するものを使用すること。

他社（者）に権利のあるものを使用する場合は、事前に使用契約等を締結する等の措置を講じておくこと。

7. その他特記事項

- (1) 価格、販売部数、デザイン、内容等については委託者と協議の上、最終決定すること。
- (2) 制作過程で生じる権利関係、著作権等の処理は、受託者の責任及び費用で行うこと。
- (3) 『埼玉いちごクーポンブック（仮称）』で使用した写真、イラスト、誌面デザイン・ライティングの著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。埼玉県観光物産の広報宣伝等で有効に活用できると判断した場合、他の媒体でも使用できるものとする。
(広告を除く)
- (4) 広告掲載費は委託者の収入とする。

(連絡・問合せ先：一般社団法人埼玉県物産観光協会 DMO 推進課
担当：藤田陽子 TEL048-647-4033)